市民生活

■剪定枝の拠点収集（1月）

午前9時～11時	四ツ谷下東公園	6日(木)	多摩平第1公園	午後1時30分～3時30分
	御嶽上公園	7日(金)	高幡不動駅北第4駐輪場入口	
	旭が丘中央公園	12日(水)	リサイクル事務所	
	てっぺん山公園	13日(木)	さかい公園	
	日野中央公園	18日(火)	ハケ下公園	
	駒形公園	19日(水)	鳥と緑の国際センター	
	落川公園	20日(木)	日野台公園	
	新坂下公園	24日(月)	黒川地域広場	
	通称 たぬき公園	25日(火)	沢田公園	
	さいかちぜき公園	26日(水)	まつばやし地区広場	

剪定枝は右表の拠点へ持ち込むことが出来ます。収集拠点は多くの方が利用する場所です。前日や早すぎる時間の持ち込みは迷惑となります。必ず時間内にお持ちください。拠点収集は一束の長さ2メートル以内・1本の枝の太さは5センチ以内です。事業所で出たものは受け付けません。

【問合せ先】ごみゼロ推進課（☎581・0444）

■市の公共施設も「ピーポくんの家」になりました

▲市役所玄関にも「ピーポくんの家」の表示

「ピーポくんの家」は子どもが危険な目に遭った時に駆け込める避難場所です。市民の皆さんのご協力で約1千500カ所設置されていて、ステッカー（写真）が目印です。さらに子どもたちの安全を確保するために、このほど市内の公共施設も「ピーポくんの家」となって、目印のステッカーが張られています。

【問合せ先】学校課

■水道料金が改定されます

平成17年1月分の料金（使用期間に平成17年1月1日以降の日を含むもの）から、水道料金を改定します（左表参照）。今回の改訂により、料金を平均1.3％（口座割引制度と併せた場合は平均2.2％）引き下げます。

▼口座割引制度を導入します

口座割引制度とは、水道料金を口座振替でお支払いの場合、1カ月分当たり50円に100分の105を乗じて得た額（1円未満切り上げ）を割引するサービスです。

このサービスは、平成17年1月分の料金（使用期間に平成17年1月1日以降の日を含むもの）から適用します。この機会に口座振替払いへの変更をお勧めします。

2カ月の場合の割引額は次のようになります。

〈50円×2カ月×1.05＝105円（内消費税相当額5円）〉

【口座振替の申し込み方法】納入通知書裏面に記載されている金融機関、郵便局または、水道業務課の窓口で、通帳・印鑑・お客さま番号の分かるものを持参し申し込みを。なお、既に口座振替を利用の方は、手続きをしなくても割引が適用されます。

▼減免が受けられます

減免の内容が次のとおり変更されました。なお、すでに減免の適用を受けている方は、継続して減免が適用されます（平成17年1月1日～平成19年3月31日）。また、社会福祉施設、めっき業、用水型皮革関連企業の減免内容は変更ありません。

基本料金と1カ月当たり使用水量10㎥までの従量料金を減免

【対象】①生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助のいずれかを受給されている方②児童扶養手当、特別児童扶養手当のいずれかを受給されている方③遺族基礎年金を受給されている方で、母子・準母子福祉年金の受給権を有していた方

1カ月当たり5㎥を超える使用水量1㎥につき15円を減額

【対象】公衆浴場営業

以上、**【問合せ先】**市水道業務課（☎581・0276）、東京都水道局多摩水道改革推進本部業務指導課（☎042・527・3308）

●新水道料金表（1カ月）

【計算式】（基本料金＋従量料金の合計額）×1.05　（注）1円未満の端数は切り捨てます

呼び径 mm		基本料金 円	従量料金（1㎥につき） 1㎥～5㎥	6㎥～10㎥	11㎥～20㎥	21㎥～30㎥	31㎥～50㎥	51㎥～100㎥	101㎥～200㎥	201㎥～1000㎥	1001㎥以上
一般用	13	860	0円	22円	128円	163円	202円	213円	298円	372円	404円
	20	1,170									
	25	1,460									
	30	3,435	213円						298円	372円	404円
	40	6,865									
	50	20,720	372円								404円
	75	45,623									
	100	94,568	404円								
	150	159,094									
	200	349,434									
	250	480,135									
	300以上	816,145									
公衆浴場用		30mmまでは一般用に同じ 40mm以上は6,865円	0円	22円	109円						

※この料金表は、平成17年1月1日から適用します
※新料金と旧料金の両方の料金が適用される期間の料金は、新料金と旧料金の適用される日数に応じて、日割計算により算出します

告知板

■新潟県中越地震災害義援金

12月7日現在、市にお寄せいただいた皆さんからの義援金は148万8千352円になりました。12月20日(月)まで、市役所1階市民相談窓口・4階総務課で受け付けていますので、さらにご支援、ご協力をお願いします。

【問合せ先】総務課

■地区センターに冷暖房機設置

地区センターを快適にご利用いただくため、(財)自治総合センターの宝くじ助成を受けて冷暖房機を順次設置しています。

【問合せ先】地域協働課（☎581・4112）

■地区センター臨時休館

東光寺地区センターは、建て替えのため臨時休館しています。再開は平成17年4月の予定です。また、休館中の東宮下地区センターは、1月20日(木)から再開の予定です。

【問合せ先】地域協働課（☎581・4112）

■教育委員会第9回定例会

【日時】12月21日(火)午後2時から**【問合せ先】**教育部庶務課

■日野市消防団歳末警戒

日野市消防団では、火災が発生しやすい歳末に、特別警戒を実施します。地元の消防団が、消防車両で巡回し、火災予防を広報します。

【日時】12月29日(水)・30日(木)午後7時～午前0時※広報時間は午後7時30分～10時**【問合せ先】**防災課（☎581・1100）

■日野市中小企業事業資金融資あっせん制度のご利用を

【あっせん資金】運転資金、設備資金、運転設備併用資金、開業資金等**【対象要件】**中小企業基本法に規定する法人及び個人事業者で、東京信用保証協会の保証業種であること※あっせん対象者・限度額・返済等、詳細はお問い合わせください**【問合せ先】**産業振興課

■ご存じですか？検察審査会

交通事故、詐欺などの被害に遭ったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っている人のために「検察審査会」があります。費用は無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会では11人の審査員がこの事件の審査に当たります。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。あなたも審査員に選ばれることがあるかも知れません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてご協力をお願いします。

【問合せ先】八王子検察審査会事務局（☎0426・42・5195）

■広域的市民ネットワーク活動へ事業費を助成

【申請受付】1月31日(月)～2月15日(火)※初めて助成を受ける団体は12月24日(金)までに事前相談を受けてください。事前相談、申請書受付ともに予約が必要。詳しくは、募集案内パンフレット（市役所1階市民相談窓口、中央公民館などにあり）またはホームページ（http://www.tama-100.or.jp）をご覧ください**【問合せ先】**(財)東京市町村自治調査会多摩交流センター（☎042・335・0111）

■調理師業務従事者届け出の該当年です

調理師法に定められた2年毎の届け出です。都内在勤（調理業務）の調理師の方は、都内の保健所から届け出用ハガキを受け取り、12月31日現在の調理師業務従事状況を1月15日(土)までに届け出をしてください。

【問合せ先】東京都福祉保健局健康安全室健康安全課（☎03・5320・4358）

報告

■教育委員会第8回定例会（11月18日開催）

【報告事項】日野市教育委員会後援等名義使用実績報告ほか3件**【問合せ先】**教育部庶務課

■市長の動き（11月後半）

【16日】東京都十一市競輪事業組合議会定例会、東京都四市競艇事業組合議会定例会**【16・18・22・25・27・29日】**市長とふれあいトーク**【18日】**東京都市長会役員会議**【20日】**南平小開校30周年記念式典**【25日】**東京都市長会議**【26日】**第五幼稚園開園30周年記念式典

まちづくり条例素案にご意見を

市民提案をもとに、市民まちづくり会議で検討を重ね、この度、「まちづくり条例素案」ができあがりました。

まちづくり条例素案では、日野らしさを継承し、市民参画による様々なまちづくりを進めるためのルールや仕組みを定めています。例えば、市民によるまちづくりの提案制度（地区まちづくり計画制度、テーマ型まちづくり計画制度、農地保全・活用型まちづくり計画制度等）や支援、開発協議の手続きなど日野いいプラン2010、まちづくりマスタープランなどの上位計画を実現する内容です。

このまちづくり条例素案について、多くの方からご意見をいただき、よりよいものを作成していきたいと考えています。皆さんからの多数のご意見をお待ちしています。

【募集期間】12月28日(火)まで**【資料の配布及び閲覧】**市役所3階都市計画課、七生支所、豊田駅連絡所、各図書館※都市計画課のホームページでもご覧になれます**【応募方法】**住所、氏名、電話番号を記入し、郵送、FAX、Eメールのいずれかで、〒191－8686日野市役所都市計画課（FAX583・4483⊠tosiki@city.hino.tokyo.jp）へ